れぞれ令第二十条第一項の採光補正係数（前号に掲げる居室にあっては、前号に掲げる数値）を乗じて得た面積を合計して算定した面積の当該二以上の居室の床面積の合計に対する割合が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に定める割合以上である場合は、当該二以上の居室の各居室については、採光に有効な部分の面積は、それぞれその居室の床面積に対する当該割合以上のものとみなす。

三　近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあっては、同一の住戸内の居室に限る。）で開口部を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあっては、同一の住戸内の居室に限る。）で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下単に「開口部」という。）を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第十四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月二十二日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
農薬の成分	基準値
（略）	
5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－p－トリル）－4－エチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名エチプロール）	19μg／l
（略）	
N－（4－メチル－6－プロパ－1－イニルピリミジン－2－イル）アニリン（別名メパニピリム）	88μg／l
N－メチルビス（2，4－キシリイルイミノメチル）アミン（別名アミトラズ）	26μg／l
1－［3，5－ジクロロ－4－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジルオキシ）フェニル］－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名クロルフルアズロン）	0.029μg／l

改正前	
農薬の成分	基準値
（略）	
5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－p－トリル）－4－エチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名エチプロール）	690μg／l
（略）	
N－（4－メチル－6－プロパ－1－イニルピリミジン－2－イル）アニリン（別名メパニピリム）	88μg／l
（新規）	
（新規）	